

平成25年3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年3月22日〔金曜日〕 午後1時30分 開会
 2. 開催場所 市役所4階 403会議室
 3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	2 番	日笠山 隆
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 1 番 小倉 伸一
 5 番 長田 寛美

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について
 議案第2号 非農地証明願いについて
 議案第3号 農地法第4条に係る許可申請について
 議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について
 議案第5号 あっせんについて
 議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
 議案第7号 荒廃農地の非農地の判断について

6. その他

1. TPP交渉参加表明に断固反対をめぐる緊急要請書の提出についての報告
2. 鳥獣被害対策狩猟免許(わな猟)補助金助成の市への要望について
3. 西之表市農業振興公社が行う土壤診断手数料の全額無料化について
4. 平成25年1月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、こんにちは。ただ今から、平成25年3月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆様、ごお疲れさまです。いよいよ3月末となり、4月に入ってまいります。、サトウキビの操業も4月12日とまでと大詰めになっております。また、田植えも本格的になっているのではないかと考えております。今後は、天候もあたたかく好転していくのではないかとこの思いの中で、農作業の方も順調な流れになっていただければと期待しているところです。なお、本日は、1番委員がNTT出身地方議員の全国大会への出席、また、5番委員がJAの非常勤理事の鹿児島県下の研修ということで欠席届けが出ております。3条、利用集積計画につきましては、担当委員となって調査をされているところですが、この調査報告は、後もって、代わってご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。さて、ただ今から平成25年3月定例総会を開催させていただきます。なお、先日は、現地調査が行われております。調査委員、調査委員長になられました方は、該当項目につきましては、丁寧な説明方、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。6番の白河委員と7番の古田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページから2ページをご覧ください。

今月は、所有権移転6件、賃借権の設定3件、使用賃借権の設定1件で合計10件の申請になります。

まず、番号1番についてであります。これは、伊関の土地であります。台帳・現況地目、畑1筆、面積7,344㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。

その下の番号2番につきましては、国上、野木平地区の土地であります。台帳・現況地目、畑1筆、面積2,650㎡を売買により所有権移転しようとするものであります。

その次ぎの番号3番であります。これは、現和、西俣地区の田浦の土地であります。台帳現況地目、田1筆、面積1,368㎡を売買により所有権移転しようとするものであります。

番号4番であります。これは伊関地域にある土地であります。台帳現況地目・畑1筆、面積1,021㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額は10a当たり50万円ということであります。

次の番号5番であります。これも、安納地域にある土地であります。台帳・現況地目、田1筆、面積4,089㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。

その次ぎの番号6番であります。上之原から小牧野へ行く途中の土地であります。台帳・現況地目畑2筆を、5年間賃借しようとするものであります。

番号7番です。国上、奥地域の土地で、台帳現況地目、畑1筆を、10a当たり10,000円で5年間賃借しようとするものであります。

その下の番号8番につきましては、安納軍場の土地で、台帳・現況地目、畑1筆、面積64㎡を売買により、所有権移転しようとするものであります。金額は、全体を、10,000円です。

次の番号9番であります。安納の土地で、台帳現況地目、畑3筆を、10a当たり14,000円で3年間賃借しようとするものであります。

最後の10番です。中割と武部と西俣の土地であります。台帳地目は山林と畑、現況地目は畑を、使用賃借により10年間賃借しようとするものであります。

以上、本件の番号1番から番号10番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

7番 7番。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の整理番号1番につきまして、現地調査を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。譲渡人は、西之表にお住いの方で、譲受人は、東京都出身で、現在、国上、野木平地区にお住いの方であります。

場所は、安納地域の軍場地域であります。NHKのアンテナがありますが、その真下にある土地であります。この畑は、圃場整備が完了している畑でありまして、去年までは、農業法人の方が借りて、安納芋を作っておりました。

今回、譲受けされる方は、初めて農業をされる方で、農業経験がない方でありましたので、今後どのように耕作されるのかお伺いいたしましたが、友人が安納芋を作っているということで、苗についてはJAから仕入れるように準備しているとのことです。また、機械については農協から購入して、トラクターは自分で所有しているということでした。非常に安納芋にあこがれまして、自分も農業をやりたいということで、東京から移住してきているということです。私としましては、少し技術力が乏しいのではないかと感じたところですが、友人で安納芋も作っていらっしゃる先輩がいるということで、その指導も仰ぎながら安納芋の耕作に取り組んでみたいということで、大変、意欲も感じられ、何ら止める必要もないのではないかと判断いたしましたので、皆様方のご審議方、よろしくお願いいたします。

2 番 2番です。整理番号2番についてご説明いたします。譲渡人は、国上、野木之平在住の方であります。譲受人は、番号1番と同じ、東京から移住して来られた方あります。今、住宅と周辺の山林を購入しておりまして、現在、その周辺を造成しているところであります。今回取得しようとする畑はその造成地に隣接するところであり、是非、購入したいということでもあります。

本人がものすごく熱意がありまして、志向も前向きな方でありまして、第一印象とは違い、なかなかしっかりした方ではないかと自分では思っております。市の下限面積は、50aですが、これも1月に70aの畑購入でクリアーされておりまして、さらに、今の家の上にも畑を新たに求める話もすすめております。先々には、6次産業化にも取り組んでみたいと大変意欲的な方であります。皆様方のご判断をよろしくお願いいたします。

8 番 はい、8番です。整理番号3番につきまして、ご報告させていただきます。この土地は、現和字000、000番2、田、1筆です。面積は、1,368㎡であります。これを50万円で所有権移転をしようとするものであります。この場所は、現和、武部地域にあり、譲受人の丁度、隣接地であります。3月17日に、双方立会いの下に、現地確認をしております。以上であります。

7 番 はい、7番です。整理番号4番につきまして、ご説明させていただきます。譲渡人は鹿児島市にお住まいの方であります。譲渡人の父が、もともと伊闕、浜脇地区の方であります。この土地につきましては、以前から譲受人の方が賃貸借し、耕作していたものであります。譲渡人から今回、是非、土地を買っていただきたいということで、売買による所有権移転の申請となりました。譲受人は、和牛も飼い、また、サトウキビや甘藷経営等もされている方でありまして、農業には、なかなか熱心な方あります。この方につきましても、何ら問題はないものと判断しております。また、譲渡人には、3月17日、電話で確認をしております。皆様方のご審議方、よろしくお願いいたします。

4 番 (議長) 整理番号5番につきましては、私の担当する地区でありますので、こちらからご説明させていただきます。譲渡人に関しましては、以前は、安納校区の方で酪農経営をされておりましたが、廃止転業されまして、大分、時間も、20年ほど経ちました。現在は、タクシーの乗務員をやっております。譲受人は、園芸作の馬鈴薯、青果用甘藷等耕作している農家であります。譲渡人から仕事の都合上、なかなか面積をこなせないということで、譲受人に相談がありまして、是非とも土地を買っていただきたいということで、今回の申請となりました。以上です。

3 番 はい、3番です。整理番号6番につきまして、3月17日に、現地調査を実施いたしましたので、ご報告をいたします。貸人は、病気のために営農ができないということで、貸人の娘さんと現地を確認いたしました。面積も小さな畑も多く、なかなか確認にも手間取りましたが、持参した字絵図と航空写真で場所も確認できました。借人の方は、サトウキビを耕作するというものであります。賃借料は、10a当たり10,000円ということでありました。以上であります。

6 番 はい、6番です。整理番号7番につきまして、ご説明させていただきます。譲渡人は西之表の方に居住しておりまして、土地のある国上には、ほとんど帰ってはっておりません。譲受人の方は、元、農業委員をされていた方あります。貸人、借人、双方確認をいたしましたが、申請通り間違いはございませんでした。以上です。

4 番 (議長) 番号8番と番号9番につきましては、私の担当地区でありますので、私の方から、ご説明させていただきます。

先ず、整理番号8番の、譲受人に関しましては、青果用安納芋や馬鈴薯等を耕作する園芸農家であります。この申請地の面積が64㎡ということで大分、狭く感じられると思いますが、以前、譲渡人の宅地が、譲受人の倉庫のそばにあるということで購入したところですが、登記する際に、64㎡の畑の残地があるということで、今回、農地法第3条の申請になったということです。

続きまして整理番号9番につきまして、ご説明いたします。譲渡人に関しましては、ご主人と一緒に住んでおりますが、譲渡人の夫は、国家公務員の方であります。この土地は、相続により、譲渡人の名義になったものであります。譲受人につきましては、落花生を耕作し、加工販売している方です。譲渡人の方は、以前は、澱粉芋を作っていたということですが、勤めもあり、なかなか手が回らないということで、今回、賃貸借により、農地を貸すことになったものです。双方確認し、現地も調査いたしました。申請に間違いはございませんでした。以上です。

12 番 はい、12番です。最後の整理番号10番につきまして、畑が、4筆ありまして、私の担当する地区は、字〇〇〇、〇〇〇番2の、畑1筆であります。有限会社〇〇〇農産から、株式会社〇〇〇工業への使用貸借であります。3月18日に双方確認いたしました。申請通り、間違いはございませんでした。以上です。

8 番 はい、8番です。続きまして、私の担当であります、字新田中野と字一ツ葉峰の畑2筆につきましてご報告いたします。最後の整理番号10番につきまして、畑が、4筆ありまして、私の担当する地区は、字〇〇〇、〇〇〇番2の、畑1筆であります。同じく、有限会社〇〇〇農産から、株式会社〇〇〇工業への使用貸借であります。3月16日に双方確認いたしました。申請通り、間違いはございませんでした。以上です。

11 番 はい、11番です。19日に、担当者で現地を確認いたしました。申請地は、昨年、11月に取得されました、安城字〇〇〇、〇〇〇番117の14,000㎡の畑であります。借り手は、8番と同じ法人で、昨年と同様、安納芋を作付けするということでありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、番号1番から番号10番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

13 番 はい、13番です。番号10番につきまして、お伺いいたします。これは、有限会社から、株式会社への使用貸借ですが、どういう理由からこの申請になったのか、教えてください。

事務局 これにつきましては、今回、株式会社の方が新しく農業に参入するということになったことから、この申請になりました。現在も、有限会社の方で、外国人を雇用しているところですが、枠が一杯になりまして、この度、株式会社が新た参入することになったところです。

13 番 雇用に制約があるわけですね。はい、分かりました。

議 長 はい、他にはございませんか。【異議なしの声あり】
ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号10番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号10番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。
なお、これにつきましては、先日、21日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

3 番 はい、3番です。先日の22日に、私と2番、日笠山委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員並びに申請人の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の「非農地証明願いについて」、ご報告いたします。資料は、3ページをお願いします。

先ず、3ページの番号1番です。これにつきましては、先月、提出され保留となっていたものです。先月の地区担当委員であります、2番委員から報告いただいた方がよろしいのではないかと思います。

2 番 はい、2番です。これにつきましては、先月、6番委員が出張のために、私が変わって地区担当ということで、調査をしております。総会の当日まで議案として上程される予定だったんですが、総会の日の朝、本人が見えられまして、ちょっと調査したいことあるということで、保留になっていたものであります。

現地は、喜志鹿崎灯台の少し手前の、下り坂の途中にありまして、現況は原野で、木も少し大きくなりつつあるところで、面積的にも、狭いところです。また、もう、道もないようなところでもあります。その時の調査委員全員で、非農地として認めていただろうとの意見の一致を見ていたところですが、総会の朝、ご本人さんから、保留にしてくださいということで保留になっていたものです。本人さんも了解のうえ、今月、再申請しております。よろしくお願ひいたします。

3 番

続きまして、4ページをお願いいたします。番号2番につきまして、ご報告いたします。これは、上西校区の字は、待崎でございます。台帳地目は畑、現況地目は山林ということになります。現地は、確認の結果、ガジュマル、梅檀などの大木が生い茂り、竹も生えておりまして、現況は山林であるということ、調査員の中で確認をいたしましたので、非農地として認めてもよいのではないかと結論に達しております。

次に、5ページの番号3番につきまして、ご報告いたします。この場所は、住吉地域であります。字が、火立峯。台帳地目は畑、現況地目は原野ということになります。この申請地は、住吉、浜之町地区であります。以前、耕作放棄地調査の対象となり、委員全員で調査したところであります。現況は、表土もなく、石原の原野であります。これも調査員の全員の意見として、非農地として認めてもよいのではないかと結論に達しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。番号4番につきまして、ご報告いたします。この土地につきましては、申請人が立会いに来なかったということで、保留とさせていただきます。私もその夕方、申請人の方に電話をいたしましたら、在宅されておりまして、明日なら現地に行かれるということでしたが、それもできないということで、来月の調査になるということをお伝えしております。お話では、病気で鹿児島の方に入院していたということです。そういう場合は、「集落長や親戚等代理の方をお願いしてください」ということを申し述べておきました。

次に、7ページの番号5番につきまして、ご報告いたします。これは、本立地区であります。字は〇〇〇、台帳地目は畑、現況地目は原野であります。土地は2筆になっております。まず、〇〇〇番2の1筆につきましては、完全に原野化しております。非農地として認めてよいのではないかと結論に達しました。

その次の、〇〇〇番16の1筆につきましては、これは確認してみますと、まだ、原野とはいえ、耕作できる状態でありましたので、非農地として認めることはできないということになりました。その申請理由をお聞きしましたが、息子さんが帰ってこられるので、住宅を建ててやりたいということでありましたので、それならば、5条申請が必要になるとの指導をしておきました以上、委員の皆様のご審議方をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、調査委員長の方から、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号5番について、調査委員長の方から詳しい説明がありました。それでは、番号1番につきましては、先ほどご説明がありましたので、番号2番の方から、地区担当委員の方から補足説明があれば、よろしくお願ひいたします。

9 番

はい、9番です。番号2番につきまして、ご説明いたします。ただ今、調査委員長から詳しくご説明がありましたが、私の担当地区ということになります。今回の調査では、周辺が払われておりまして、朽ちかけた家屋も少しのぞける状況でしたが、3~4か月までは、木や竹に覆われてまったく見えない状態でした。そういうことから、申請通り、非農地として認めてよいものと判断しております。

14 番

はい、14番です。番号3番につきまして、ご説明いたします。先ほど、調査委員長の方から詳しくご説明がありました。この場所は、石が多くて、耕作はできない土地だと思います。そういうことから、非農地申請が上がったものと判断いたします。以上です。

議 長

はい、それでは、番号4番につきましては、先ほどの委員長の説明通り、保留ということになりますので、次に、番号5番についてお願ひいたします。

13 番

はい、13番です。最後の番号5番につきまして、ご説明いたします。5番の下の1筆につきましては、委員長のご説明通り、5条申請がよいただろうということで、非農地としては認められないと判断を下したところであります。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、それでは、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号5番につきまして、ただ今、調査委員長並びに担当委員から詳しいご説明がございました。これより審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【異議なしの声あり】

- 議 長 はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号4番までにつきまして、原案のとおり非農地として承認し、番号5番については、〇〇〇番2については承認、〇〇〇番16につきましては、非農地として不承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番から番号4番までにつきまして、原案のとおり非農地として承認し、番号5番については、〇〇〇番2については承認、〇〇〇番16につきましては、非農地として不承認ということに決定いたします。
- 議 長 続きまして、第3号議案の「農地法第4条に係る許可申請について」を議題といたします。
今月の「農地法第4条に係る許可申請について」は、1件であります。
先ず事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、それでは、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、8ページをお開き下さい。今月の4条申請は、1件であります。
申請地は、川迎の土地で、字藏野15352番地2の1筆、台帳現況地目畑、面積502㎡を駐車場として提供するための転用申請であります。
土地の条件は、農振農用地区域外の、都市計画区域内で、10haの広がりのない農地であり、第2種農地と判断されます。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、事務局から、詳しく説明がありました。
なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。調査委員の皆様におかれましては、たいへんご苦労様でした。それでは、調査委員長の説明を求めます。
- 3 番 はい、3番です。「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番について、ご説明いたします。今、詳しく事務局からご説明がございました。この場所は表土が少なく、石がかなり多くて、作物も耕作には無理であろうということでありました。
この申請理由であります。美容院の駐車場として利用したいということですが、何ら、問題はないだろうとの判断であります。場所は、〇〇〇小学校の道向かいになっております。そういうことで、転用を認めてもよいとの調査員の意見の一致を見ております。以上で報告を終わります。
- 議 長 ただ今、調査委員長の方から、第3号議案「農地法第4条に係る許可申請」の番号1番につきまして、ご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。
- 10 番 はい、10番です。ただ今、調査委員長から詳しくご説明がなされましたが、非常に石が多いということで、トラクターも入れないということで、畑として利用するよりも、他用途で利用した方がよかろうと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 ただ今、調査委員長、また、担当委員の方から「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。それでは、審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。
【異議なしの声あり】
- 議 長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第3号議案「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 議 長 はい、それでは、全員賛成ですので、「農地法第4条に係る許可申請について」の番号1につきましては、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、第4号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。今月の5条申請は、1件であります。
先ず事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、9ページをお開き下さい。

この申請地は、国上、桜園の土地でありまして、字〇〇〇、〇〇〇番地12の1筆、台帳現況地目畑、面積499㎡を自己住宅を建築するための申請であります。

土地の条件としましては、10ha以上の広がりがない農振農用地区域外にありまして、圃場整備も行っていない区域であり、第2種農地と判断されます。また、住宅に隣接した畑の一部を転用するものであり、周辺農地にも影響もないことから問題ないものと判断されます。

委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から詳しく説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。

3番 はい、3番です。「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番について、ご説明いたします。ただ今、詳しく事務局からご説明がございました。現地を見まして、生活排水等につきましても、隣接した農道には横断側溝も入っているということでありまして、転用を認めてもよいだろうとの調査員の意見の一致を見たところであります。以上、報告を終わります。

議長 ただ今、調査委員長の方から、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請」の番号1番につきましても、ご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

2番 はい、2番です。この土地につきましては、桜園地区在住の会社員の方の土地でありましたが、譲受人が購入しまして、住宅を建築したいということでございます。国上字〇〇〇、〇〇〇番12、面積は499㎡。以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきましても、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

この農地は、父親名義の土地ではないんですか。

2番 その件につきましては、確かに息子さんに家を建ててやりたいということで、畑部分につきましては、前々回の定例総会で、父親が所有権移転を認められましたが、そのときに分筆された残地を、今回、息子さんが、5条で転用申請しようとするものです。

6番 はい、分かりました。分筆部分は、名義は変わっていなかったということですね。

議長 はい、ありがとうございます。他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきましても、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手をお願いします。
(全員挙手)

それでは、全員賛成ですので、第4号議案「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきましても、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議長 それでは、続きまして、第5号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月は、あっせん成立に基づく、「あっせん調書」の報告であります。まず、最初は、「売りたい」についてのあっせんの報告書が1件、次に、「買いたい」についてのあっせんの報告書が1件の、合計2件であります。それでは、事務局の報告方をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、第5号議案「あっせんについて」ご報告いたします。10ページをお開きください。

先ず、「売りたい」についての報告の1件目につきましては、平成24年12月定例総会に提出された案件であります。畑2筆を売りたいという申し出でありました。買手は安納の認定農家の方で、売買金額は600,000円で話が成立しております。

続きまして、その次の「買いたい」という案件であります。これは、2月の定例総会に出された案件であります。畑2筆を買いたいという申し出でありました。買手は安納の認定農家の方で、取得価格は100,000円で話が成立しております。

何れにしましても、短期間のうちにあっせんが成立しております。担当されました委員の皆様には本当にご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

議 長 はい、それでは、第5号議案の「あっせんについて」の報告2件につきまして、事務局の説明は終わりました。担当されました委員の皆様、早期の契約につきまして、本当にご苦勞様でした。あっせんにつきましては以上で、終わります。

議 長 はい、それでは、続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。議案第6号「農地利用集積計画」①利用権の設定です。資料は、1-1ページをお開きください。

期間が、成25年4月1日から平成26年3月31日の1年間です。地目畑・面積83,910㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者の数3人です。これは、更新分です。

その次であります。期間が、平成25年4月1日から平成27年3月31日の2年間、地目畑・面積16,000㎡、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

その下です。期間が、平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間、地目田・面積1,561㎡と、地目・畑9,733㎡、合計11,294㎡、利用権の設定をする者の数5人、利用権の設定を受ける者の数3人です。うち、更新が1件であります。

その次であります。期間が、平成25年4月1日から、平成31年3月31日の6年間、地目畑・面積14,249㎡、利用権の設定をする者の数4人、利用権の設定を受ける者の数4人です。

その下です。期間が、平成25年4月1日から平成35年3月31日の10年間、地目畑・面積7,000㎡、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

詳しい内容につきましては、1-2ページから1-25ページをご覧ください。

次に2の1ページをお開きください。

これにつきましては、②所有権の移転です。今回は6件の申請がありました。平成25年3月27日に所有権の移転をしようとするものであります。田2,539㎡、畑33,616㎡、合計36,155㎡です。

詳しい内容につきましては、2-3ページから2-25ページになります。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より、第6号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「①利用権の設定」についてと「②所有権の移転」についての詳しい説明がありました。

「①利用権の設定」の整理番号14番、15番につきましては、相互に関連しております。農地円滑化事業を通じての貸し借りで、9番委員が利用権の設定を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。そこで、本案を二つに分け、先ず最初に、「①利用権の設定」の1番から13番までを先に審査させていただき、次に、14番、15番の審査、それから「②所有権の移転」につきましてご審議したいと思いますが、ご異議はございませんか。
【異議なしの声あり。】

それでは「①利用権の設定」の整理番号1番から13番まで、順次、担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 はい、2番です。「①利用権の設定」についての、整理番号の1番と2番につきましては、私の担当地区でありますので、説明させていただきます。

先ず、1番につきましては、利用権の設定をする者は安城にお住いの方で、整理番号2番の方と兄弟、姉と弟になり、相続によりまして農地を取得しているものです。利用権の設定を受ける者は、国上桜園地域にお住いの、認定農家の方であります。この土地は、桜園神社の近くにありまして、面積は、台帳面積は2,146㎡です。このうち、一部につきましては、条件の悪い土地になっていることから、畑として耕作できる1,500㎡だけの賃貸借をするものであります。

続きまして、2番につきましては、ご説明いたします。利用権を設定する者は、先ほど申し上げました通り、番号1番の方の弟さんになりまして、会社員の方であります。設定を受ける者は、番号1番と同じ方です。この方の土地は、4,352㎡ですが、その内の2,500㎡をお借りする、賃貸権の設定をしたいという申し出であります。以上、よろしくご審議ください。

3 番

はい、3番です。「①利用権の設定」についての、整理番号の3番と4番につきまして、ご説明させていただきます。3番及び4番は、相互に関連しており、西之表市農業振興公社を通じての円滑化事業による、貸し借りであります。

先ず、3番につきましては、以前は、中西の方が借りて作っていたそうですが、その方も高齢で、農業を縮小している状態で、今回、農業振興公社が借り受けました。

次の、4番の農業振興公社から利用権の設定を受ける者は、キビ作専門で、澱粉いも等も作っておりまして、ここに載っているような経営面積であります。もちろん、認定農家であります。以上であります。

4 番
(議長)

番号5番から番号7番につきましては、私の担当地区でありますので、私の方から、ご説明させていただきます。

先ず、5番につきましては、利用権を設定する者は、福岡に在住する方でありまして、お父さんが亡くなられて、その農地を相続された方です。利用権を受ける者は、認定農家の方でありまして、キビの刈取りの受託作業をされている方です。後継者もおられまして、何ら、問題はないだろうと思っております。双方確認いたしました。申請通り間違いはございませんでした。

次に、6番につきましても、利用権を設定する方は、5番と同じ方です。設定を受ける者は、農業生産法人でありまして、代表者の方は安納芋を中心に生産をされている方です。経営も順調でありまして、認定農家でもあります。何ら、問題はないものと判断しております。

その次の7番ですが、利用権を設定する者は、64歳のキビ作農家ですが、一人ということで、なかなか自分の手が回らないということであります。そこで、同じ集落内のこの農業生産法人の代表者の方と話をいたしまして、1筆を賃貸借することになったものです。何ら、問題はないものと思うところであります。以上であります。

議長

はい、それでは、「①利用権の設定」の整理番号8番につきましては、5番委員の担当地区であります。本日、欠席ということ。調査の結果につきましては、事務局に報告が来ているということでもありますので、事務局の方より、説明をさせていただきます。

5 番
(事務局)

はい、それでは、「①利用権の設定」の整理番号8番につきまして、5番委員の方から事務局へ報告が来っておりますので、ご説明させていただきます。8番につきましては、3月17日に、双方立会いの下、現地確認を実施いたしました。申請通り相違ございませんでした。この土地につきましては、台帳面積は31,992㎡ですが、うち16,000㎡を、10a当たり11,000円、年間176,000円で、2年9ヵ月、貸借するものであります。貸人は、これまで園芸を幅広くやっておられましたが、この度、体調を崩されまして、耕作が難しくなったために、体調を回復するまでということで法人に貸すことになったものです。利用権の設定を受ける者は、本立に住所を有する農業生産法人であり、労働力、機械力等の耕作要件も十分で、この貸借については問題はないものと判断しております。以上、委員の皆様方のご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

次をお願いします。

11 番

はい、11番です。番号9番から番号13番につきましては、私の担当地区でありますので、私の方から、ご説明させていただきます。

先ず、9番につきましては、利用権を設定する者は、古田地域にお住いの55歳の方です。借人は、同じく古田地域にお住いで40歳の、畜産、果樹を主に経営されている認定農家の方です。

申請地は、古田字〇〇〇、〇〇〇番1と同所同字〇〇〇番2の、田、2筆であります。地積は、2筆合計で、1,561㎡です。昨年から、継続で賃貸している牧草地であります。14日に、電話で双方確認いたしましたが、申請通り相違はございませんでした。

次に、整理番号10番につきまして、ご説明いたします。貸人は93歳の、古田に在住の方であります。借り人も同じく古田在住の、53歳の茶業専門の認定農家の方であります。申請地は、古田字〇〇〇、〇〇〇番13、〇〇〇番23の2筆で、茶畑であります。地積は、1,000㎡と6,000㎡の合わせて7,000㎡であります。これも継続の貸借になります。15日に、借人と立会いの下、現地調査を実施いたしました。

続きまして、11番から13番までは、農地円滑化事業による賃貸借の設定であり、すべて更新分であります。利用権を設定する者は、徳島市にお住いの78歳の方であります。

11番の借人は、本立の農業生産法人の方でありまして、ソバと安納芋を作るということです。19日に、立会いの上、現地調査を実施いたしました。申請地は、大字安城字〇〇〇で、地番が、〇〇〇番242から〇〇〇番359までの7筆で、現況は畑であります。地積は、合計36,610㎡です。こちら、19日に、立会いの上、現地調査を実施いたしました。

続きまして、12番につきまして、ご説明いたします。借人は、12番の借人は、西之表の農業生産法人の方でありまして、焼酎芋を作付けするというです。申請地は、大字安城字〇〇〇で、地番が、〇〇〇番198から〇〇〇番205までの6筆で、現況は畑であります。地積は、合計35,996㎡です。

次に、13番につきまして、ご説明いたします。借人は、13番の借人は、西之表の農業生産法人の方でありまして、焼酎芋を作付けするというです。申請地は、大字安城字〇〇〇で、地番が、〇〇〇番228から〇〇〇番352までの3筆で、現況は畑であります。地積は、合計11,304㎡です。これも、19日に、現地調査を実施いたしましたが、申請に相違はございませんでした。以上であります。

議 長

ただ今、「①利用権の設定」についての番号1番から13番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。①利用権の設定の、整理番号1番から13番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第6号議案、①利用権の設定の整理番号1番から13番につきまして、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

一 議 長

それでは、続きまして、次に①利用権の設定の整理番号14番、15番について審査をいたします。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、整理番号14番、15番についての審査の間、9番の脇田委員の退場を求めます。

(9番 脇田委員 退場)

議 長

それでは、①利用権の設定、整理番号14番、15番につきまして、担当委員から補足説明をお願い致します。

13 番

はい、13番です。①利用権の設定、整理番号14番、15番につきまして、ご説明いたします。

これにつきましては、17日に、現地調査を実施いたしましたが、14番と15番は、相互に関連しており、西之表市農業振興公社を通じての円滑化事業による、貸し借りであります。

先ず、14番につきましては、利用権の設定をする者は、福岡在住の方であります。市の農業振興公社へ6年間、賃貸するものです。

さらにそのあと、次の15番ですが、振興公社から、先ほど退場された委員の方から、貸すというものです。面積は、4筆で、4,967㎡ですが、畑かんを完備した、圃場であります。これは前からあっせん依頼がありまして、借り手を探していたところですが、なかなか借り手が見つからなくて、畑も荒れつつあるということで、現在の方が、円滑化事業により、貸借するということになったということです。借賃は、10a当たり、14,000円、期間は、6年間です。

貸人の方には、電話で確認いたしました。お話では、直接の所有者関係の方は亡くなられて、縁故者の私が現在は、所有者となっているということでした。また、畑かん代はどうするのかお聞きしましたところ、以前は、借主の方が払っていたということとあります。そこで、借受予定者に尋ねましたところ、畑かん代を含んだ借賃、これは農業委員会で定めておりますが、で貸借するということですので、支払については、農業振興公社と話を詰めてまいりと考えております。以上です。

議 長

ただ今、整理番号14番と15番について、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。①利用権の設定、整理番号14番、15番につきまして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、全員の賛成でありますので、①利用権の設定の、整理番号14番、15番につきましても、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。ここで、9番 脇田委員の入場を認めます。

(9番 脇田委員 入場)

議 長

それでは、次に、「②所有権の移転」に入ります。整理番号1番から順次、担当委員の補足説明をお願いいたします。

2 番

はい、2番です。「②所有権の移転」の整理番号1につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、2-3ページになります。

譲渡人は、鹿児島市にお住いですが、国上、野木平地区にも家があり、行き来している方です。

譲受人は、サトウキビ作を専門にされている41歳の、刈り取り班で頑張っておられる認定農家の方であります。申請地は、国上字〇〇〇、〇〇〇番20と〇〇〇番3の2筆となっておりますが、実際は、一枚に基盤整備されておりまして、その中になります。これは以前から、借人の方が耕作されておりましたが、貸人の要望により、今回、利用集積計画にかかったものであります。以上です。

4 番
(議 長)

はい、それでは番号2番から番号3番につきましては、私の担当地区でありますので、私の方から、ご説明させていただきます。

先ず、2番につきましては、親から子への贈与となります。所有権の移転を受ける者につきましては、さつま芋等を大規模に耕作されております園芸農家であります。所有権を移転する者が、離農して経営を子に譲ってから、20年位になるのではないかと考えております。今回、名義を変えるということで、このような申請となったところです。全部で9筆を贈与するものです。

次に、3番につきましては、先ほどのあっせん報告にあった農地であります。昨年の12月に、あっせんの申請があったものです。所有権を移転する者は、埼玉に住んでおられる方で、2月にあっせんが成立いたしました。所有権を移転を受ける者は、園芸、畜産等、幅広く農業を経営されている認定農家の方です。

場所といたしましては、丁度、安納校区に入って、県道沿いの左側の農地になります。住宅地に隣接して、構造改善がなされていない土地でありまして、たいへん、価格設定が難しいところでした。

所有権を移転する者は、数十年、種子島を離れており、価格についてわからないということでは、色々ご相談されたそうですが、16aを600,000円で、買い手に買っていただいたということです。以上です

議 長

はい、それでは、「②所有権の移転」の整理番号4番につきまして、5番委員の担当地区であります。本日、欠席ということですので、調査の結果につきましては、事務局に報告が来ているということとありますので、事務局の方より、説明をしていただきます。

5 番
(事務局)

はい、それでは、「②所有権の移転」の整理番号4番につきましても、5番委員の方から事務局へ報告が来ておりますので、ご説明させていただきます。4番につきまして、3月17日に、双方立会いの下、現地確認を実施いたしました。申請通り相違ございませんでした。

これにつきましても、受け手の方は、大きな農業生産法人であり、この取得につきましては、問題はないものと判断しております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますということです。

9 番 はい、9番です。「②所有権の移転」の整理番号5番につきまして、ご説明いたします。これも、先程のあっせん調書に載っていたものですが、先月の定例総会の終了後、会長と係長と、譲受人も呼びまして、現場を確認いたしました。その後、ここにありますように、売買契約が成立したものであります。昨日、内容につきまして、確認をいたしました。価格が安いようですが、申請地は、山林状態で、今後はかなり、造成の費用もかかるということで、こうなったということでした。以上です。

11 番 はい、11番です。「②所有権の移転」の最後になります、整理番号6番につきまして、ご説明いたします。譲渡人は、京都にお住いの60歳の方であります。譲受人は、古田在任の54歳の茶業専門の認定農家であります。譲渡人の兄が、茶業を営んでおりましたが、脳梗塞を患られまして、この土地を売買することになったものです。場所は、古田字上清戸藏。番屋峯集落になります。地積は、7338㎡の1筆。現況地目は、茶畑です。所有者には、電話で確認をいたしました。譲受人とは、15日に現地確認をいたしました。申請どおり相違はありませんでしたので、皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただ今、「②所有権の移転」についての番号1番から6番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。、「②所有権の移転」についての番号1番から6番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第6号議案、「②所有権の移転」についての番号1番から6番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

議長 それでは、続きまして、第7号議案の「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。これにつきまして、先ず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。議案第7号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は、7-1ページから7-7をお開きください。

この件につきましては、本市農業委員会でも、毎年、農地法実施円滑化事業により、市内全域を対象とした遊休農地調査に取り組んでいるところであります。平成24年度分におきましても、農業委員の皆様のご協力によりまして、かなりの遊休農地が上がってきています。この遊休農地につきましては、所有者の今後の利用方針につきましての意思確認も、農地相談員を通じまして、全てできているところであります。

つきましては、農地基本台帳の整備や非農地の法務局への結果通知のためは、農業委員会での「荒廃農地の非農地の判断」が必要でありますので、委員の皆様の実地調査の結果に従いまして、番号順に、ご報告方をお願いいたします。

議長 この件につきましては、2月4日に県農業会議での、耕作放棄地推進大会に出席しております。その中で、我々、農業委員が判断した「赤」判定の農地、再生利用ができませぬよという農地が、西之表市で昨年度分が、38ha上げられております。国の指導でも、赤判定の農地につきましては、速やかに農家台帳から非農地として除き、有効に再生できる遊休農地についてのみ、所有者の方に、その有効利用を指導していくこととなっております。来年の3月末までには、我々、農業委員会が保有する赤判定農地は、農家台帳から外していくということが求められております。

今回、荒廃農地の対象地となりました、110筆につきましては、農地相談員の日高さんの方で、所有者の方との非農地としてよいとの意思確認は全部できているそうですので、最終的には、農業委員の皆様が、今の現状を見ていただいて、非農地として判断するか、どうかということになります。荒廃農地の対象地は、まだ、他にも半分位はあるようですが、今回は、第一弾として、別紙2に掲げられた農地につきご報告していただきます。

それでは、番号の1番から、担当委員のご報告をお願いいたします。なお、現地確認ができていない農地につきましては、その旨、ご報告ください。よろしくお願いたします。

9 番 はい、9番です。番号1番から、番号10番につきまして、3月18日に、現地調査を実施しました。番号1番から、番号10番まで、総て、非農地と判断いたしました。

議長 次に、13番委員お願いたします。

- 13 番 はい、13番です。まず、番号11番と、その後の、30番から55番まで、17日の日に調査をいたしまして、農地として認めたところはございませんでした。
- 議長 次に、2番委員お願いいたします。
- 2 番 はい、2番です。番号12番から、7-2ページの番号29番までと、7-7ページの、109,110番まで、前日調査をいたしました。全部、荒れて山林化しております。全部、非農地でお願いしたいと思います。
- 議長 次に、10番委員お願いいたします。
- 10 番 はい、10番です。3月16日に、調査をいたしました。7-4ページの番号56番から7-5ページの番号81番につきましては、全て非農地でありました。この内、番号75、76番について、ちょっと不明な点があったものですから、所有者にお聞きいたしましたが、原野と山林であると確認いたしました。以上、よろしくお願いいたします。
- 7 番 はい、7番です。7-5ページの番号82番から番号84番につきまして、現地調査の結果をご報告いたします。3月17日に、調査いたしました。全て、非農地でありました。
- 議長 次に、12番委員お願いいたします。
- 12 番 はい、12番です。7-5ページの番号85番から7-6ページの番号90番につきまして、現地調査の結果をご報告いたします。去年も、非農地の現地調査をいたしました。今回は、その時点よりもさらに荒れまして、全て、非農地でありました。以上です。
- 議長 次に、5番委員であります。5番委員は欠席により、事務局に調査結果を届けているそうですので、事務局の方で、ご報告をお願いいたします。
- 事務局 はい、5番委員の担任につきましては、事務局が報告を受けておりますので、読み上げさせていただきます。
- 私の調査分につきましては、安城の2件、番号91番と93番であります。現地調査をいたしましたが、いずれも山林状態であり、非農地に間違いございませんでした。以上、報告いたします。
- 11 番 はい、11番です。19日に現地を確認いたしました。番号92、94番について、結果を報告いたします。現地は、2筆とも、雑木林の状態、とても農地というような状態ではありませんでした。非農地と判断いたします。
- 議長 次に、14番委員、お願いいたします。
- 14 番 はい、14番です。番号95番、97番、98番について、現地調査の結果を報告いたします。95番は、2筆に分かれた湿田で、今では、耕作不能の状態であり、本人も耕作意欲もないということですので、非農地と判断いたします。また、97番につきましては、国道沿いの田んぼでありまして、これは水が乗らない田で、耕作は不能状態でありました。また、98番につきましては、枚数は、10枚くらいの田であります。20~30年くらい耕作しておらず、道もない状態ですので非農地と認めてよいものと判断いたしました。以上、3件とも、赤、非農地として判断すべきと思います。
- 議長 次に、1番委員であります。1番委員は欠席により、事務局に調査結果を届けているそうですので、事務局の方で、ご報告をお願いいたします。
- 事務局 番号96番、番号99番から106番につきましては、1番、小倉委員の担当地区であります。本日は、出張のため、欠席ということ。小倉委員より、調査結果が事務局に届いておりますので、読み上げまして、ご報告いたします。
- 私の担当箇所は、住吉の番号96番、番号99番から106番の9件でありました。3月の16日に、現地確認をいたしましたが、いずれも山林、原野であり、非農地に間違いはございませんでした。以上、ご報告いたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。次に、6番委員をお願いいたします。
- 6 番 はい、6番です。番号107番について、現地調査の結果を報告いたします。この田は、湿田でありまして、30年前頃までは、耕作していたのですが、今は耕作放棄地となっております。ネピアや小木が生い茂り、農地として再生できる状態でもなく、非農地として判断いたします。以上であります。
- 議長 はい、ありがとうございます。次に、3番委員をお願いいたします。

3 番 はい、3番です。番号108番について、現地調査の結果を報告いたします。これは、はっきり、赤であります。杉の大木が生えている山林です。場所は、種子島高校牛舎の東側になります。以上で、終わります。

議長 ただ今、第7号議案の「荒廃農地の非農地の判断について」の番号1番から番号110番まで、担当委員の現地調査の報告は終わりました。我々、農業委員の判断では、全て赤判定、再生利用は不可能ということで、本人に通知をいたしまして、地目変更、農家基本台帳から除外する手続きを図っていきたいと考えます。それで、よろしいですね。
【異議なしの声あり】

議長 はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第7号「荒廃農地の非農地の判断について」は番号1番から番号110番まで、全て、非農地として決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 ①事務局から、平成25年4月行事予定について説明。

- ②TPP参加反対要請書の提出について
 - ③市農業振興公社が行う土壌診断手数料の全額無料化への要望について
 - ④鳥獣被害対策狩猟免許（わな猟）講習料への市補助の調査内容について
- 事務局から報告

議長 その他、意見はございませんか？・・・・（その他、委員の意見はなし。）
それでは、以上をもちまして平成25年3月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成25年3月22日

会 長
6 番
7 番

田高 弘三
白河 澄雄
吉田 洋美

